

山形県市町村職員退職手当組合 組合長 殿

退職に係る組合市町村長等



退職手当返納等に係る報告書

退職手当の支給制限処分等に関する規則第7条の規定により、次のとおり報告します。

(職員番号)		(所属(課名等)及び職名)		(退職者氏名)		退職後の退職者の死亡又は死亡退職の場合の退職手当受給者の死亡の有無 有 無	
(退職時の組合市町村名)		(採用年月日) 年 月 日		(退職事由)		(死亡年月日) 相続人氏名	
1 返納等の事由に係る条項（該当する退職手当支給条例の条項の□に✔を記入してください。） □(1) 第19条の4第1項第1号(拘禁刑以上の刑確定) □(2) 第19条の4第1項第2号(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分) □(3) 第19条の4第1項第3号(在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた)							
2 拘禁刑以上の刑が確定している場合の記載事項							
(判決に係る裁判所名)		(確定した刑)		(判決の期日) 年 月 日		(刑の確定日) 年 月 日	
3 退職をした者が行った非違の内容及び程度	該当するものの□に✔を記入してください	□(1) 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた(同処分を受けるべき行為と認めた)		(過去の他の同様な非違の内容及びその処分内容等)			
		□(2) 懲戒免職等処分理由となった(同処分を受けるべき行為と認めた)非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状がある		(特に参酌すべき情状の内容)			
		□(3) 懲戒免職等処分理由となった(同処分を受けるべき行為と認めた)非違が、過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状がある					
		□(4) 過失（重過失を除く。）により拘禁刑以上の刑に処せられ執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状がある					
		□(5) 上記の(1)から(4)までのいずれにも該当しない					

様式第3号（裏面）

4 退職をした者が行った非違の内容及び程度に関する記載事項 （当該非違の時期及び具体的内容並びに処分等の理由（失職等又は拘禁刑以上の刑確定に該当しない場合））
5 「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」に関する記載事項 (1) 当該退職をした者が占めていた職の職務に関連する非違であるかについて ☐ 関連がある ☐ 関連がない （どちらかに✓を記入してください） (2) その内容及びその他関連する事項について（具体的に記載してください）
6 「当該退職をした者の勤務の状況」に関する記載事項 (1) 過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるかについて ☐ ある ☐ ない （どちらかに✓を記入してください） (2) その内容及びその他関連する事項について（具体的に記載してください）
7 「当該非違に至った経緯」に関する記載事項 (1) 当該非違が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状があるかについて ☐ ある ☐ ない （どちらかに✓を記入してください） (2) その内容及びその他関連する事項について（具体的に記載してください）
8 「当該非違後における当該退職をした者の言動」に関する記載事項 (1) 当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとったかについて ☐ 行動をとった ☐ 行動をとらない ☐ どちらとも言えない （いずれかに✓を記入してください） (2) 当該非違を隠蔽する行動をとったかについて ☐ 行動をとった ☐ 行動をとらない ☐ どちらとも言えない （いずれかに✓を記入してください） (3) その内容及びその他関連する事項について（具体的に記載してください）
9 「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」に関する記載事項 (1) 当該非違による被害や悪影響が結果として重大であったかについて ☐ 重大である ☐ 重大でない ☐ どちらとも言えない （いずれかに✓を記入してください） (2) その内容及びその他関連する事項について（具体的に記載してください）
10 拘禁刑以上の刑確定に伴う報告である場合以外（法令等の名称及び罰条） 外の場合の「当該非違により犯したと思料される 犯罪」に係る記載事項

備考1 欄が足りない場合は、別紙により対応すること。

2 関連する資料がある場合はその写（懲戒免職等の場合は処分説明書の写）等を添付すること。